

平 22 福情答申第 4 号
平成 22 年 11 月 18 日

福岡市長
吉 田 宏 様
(財政局税務部資産税課)

福岡市情報公開審査会
会長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき, 平成 21 年 10 月 14 日付け財資第 250 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市に於ける, 平成 21 年 3 月 31 日までに作成した「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている各項目の内, 家屋の「所在, 家屋番号」「種類, 構造, 床面積」「価格」等の中で開示可能なものを一覧表 (表形式) にしたもの (未登記物件を除くものになっても可)。電磁的記録での開示を希望」の非公開の件

答 申

第 1 審査会の結論

「福岡市に於ける，平成 21 年 3 月 31 日までに作成した「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている各項目の内，家屋の「所在，家屋番号」「種類，構造，床面積」「価格」等の中で開示可能なものを一覧表（表形式）にしたもの（未登記物件を除くものになっても可）。電磁的記録での開示を希望」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち，不動産登記事項，経過年数及び備考については，公開することが妥当である。

第 2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成 21 年 8 月 12 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し，新たに公文書公開決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成 21 年 8 月 4 日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成 21 年 8 月 12 日，実施機関は，条例第 11 条第 2 項の規定により本件決定を行い，その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成 21 年 9 月 14 日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書及び平成 21 年 12 月 4 日提出の反論意見書において，おおむね次のように主張している。

- (1) 「家屋価格等縦覧帳簿」の条例第 7 条第 6 号（法令秘情報）該当性に

ついて

「家屋価格等縦覧帳簿」は「国等の指示により、公にすることができない」とするような法令、条例は見当たらず、「明示の指示」としてはない。

また、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 416 条は「家屋価格等縦覧帳簿」を一定期間縦覧に供することを義務付ける規定であって、「公にすることができない」とする「指示」ではない。

(2) 縦覧期間が過ぎた「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧について

縦覧期間が過ぎた「家屋価格等縦覧帳簿」の「縦覧手続による縦覧」が出来ないのは当然で、申立人も「縦覧」を請求したのではないのであるから、このことをもって「国等の指示」というのであれば、当たらない。単に「縦覧の請求は（縦覧期間を過ぎ、申立人は縦覧資格を持たないので）応じられない」というだけである。

しかし、縦覧期間が過ぎた「家屋価格等縦覧帳簿」は福岡市公文書目録にも保存期間を定めた公文書として掲載されていて、条例第 2 条に規定する「公文書」に該当することは自明である。「家屋価格等縦覧帳簿」という名前の公文書が存在するのであって、形式的に「縦覧期間」にのみ存在する「一時的文書」ではないのである。

(3) 「家屋価格等縦覧帳簿」に記載されている事項の法第 22 条に規定する「秘密」該当性について

「地方税に関する調査の事務に関して知り得た秘密」とはいわゆる実質秘、すなわち、私人の収入、所得、資産等、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実を指すものと解されている。調査により知り得た事項すべてを秘密とするような形式秘の性質のものではなく、実質的にもその事項が秘密として保護に値すると認められることが必要なのである。

したがって、「家屋価格等縦覧帳簿」記載事項中「価格」を除く事項は法第 22 条の規定する「秘密」に該当するとは認められない。法第 416 条において、「市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は価格について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内

の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう」と述べられているとおり、「縦覧」の目的は「価格の比較」であり、この「価格」が、「一般に知られていない事実であって、当該個人・法人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実」（秘密）に該当すると考えられるため、「縦覧期間等」を設定して、その間だけ「秘密」の一時的解除をして、納税者の権利・利益を保護し、税の公平・公正を担保しているのである。

そして、「弁明意見書」にも述べているとおり、少なくとも「登記事項」は「秘密」に該当しない。

また、「未登記」及び「登記事項と異なる」家屋についての事項は、不動産登記法（平成16年法第123号）の規定によっても、又は慣行として「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であって、「公知性を有する情報」だといえる。このため、課税の公平性からいっても積極的に公にされなければならないものであって「秘密」には該当しない。

(4) 「家屋価格等縦覧帳簿」の電磁的記録の不存在について

実施機関が「弁明意見書」で述べるところによれば、「家屋価格等縦覧帳簿」は、福岡市税システムの「課税データの編集、加工及び抽出を行って作成した」と認められるところ、「縦覧用」に当初作成した「ファイル」若しくは「データベース」があることは明白である。これは、「福岡市公文書目録」に俟つまでもなく、条例第2条に規定する「公文書」である。

また、縦覧用に出力した紙が破損・汚損あるいは紛失した場合などのため、バックアップ用として「家屋価格等縦覧帳簿用ファイル」が保存されていてしかるべきであるが、一步譲って、「ファイルを保存しておかなくても、いつでも課税データの編集、加工及び抽出が可能」であるとするならば、それこそ申立人が求める電磁的記録（ファイル）である。

福岡市の条例の解釈・運用によれば、公文書としての電磁的記録とは「情報処理のためのプログラムやデータベースを含む」とされており、「紙を媒体にしたものしか保持していない」は理由とはならない。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成21年11月19日付け弁明意見書及び平成22年1月13日の当審査会第1部会における口頭意見陳述等において、おおむね次のよ

うに主張している。

(1) 法第 416 条の「家屋価格等縦覧帳簿」については、固定資産税の納税者がその納付すべき当該年度の固定資産に係る家屋について、家屋課税台帳等に登録された価格と当該家屋が所在する市町村内の価格とを比較することができるよう一定期間縦覧に供することを目的として作成したものである。

「家屋価格等縦覧帳簿」については、税の公平性を保つために縦覧に供しているものであるが、「家屋価格等縦覧帳簿」に記載されている事項が、法第 22 条に規定する「秘密」に該当するものであることに鑑み、縦覧期間に限り、さらに対象者を納税者に限定して守秘義務が限定的に解除されたものであると解される。したがって、当該縦覧期間を経過した場合は、たとえ納税者であっても縦覧に供することはできないことから、条例第 7 条第 6 号に該当し、非公開としたものである。

なお、平成 21 年度の縦覧期間については平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 1 日までとなっており、異議申立人は法第 416 条に定められている縦覧できる者ではない。

(2) 本件対象文書は「家屋価格等縦覧帳簿」に記載されている項目の内、所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等の中で開示可能なものを一覧表にした電磁的記録であるが、「家屋価格等縦覧帳簿」の電磁的記録は、課税データの編集、加工及び抽出を行わないと作成することができないため、紙を媒体にしたものしか保持していない。

第 4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、「平成 21 年 3 月 31 日までに作成した「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている各項目の内、家屋の「所在、家屋番号」「種類、構造、床面積」「価格」等の中で開示可能なものを一覧表（表形式）にしたもの」であるが、これに相当する公文書は、「平成 21 年家屋価格等縦覧帳簿」である。

(2) 実施機関は、本件対象文書については、法第 22 条に規定する「秘密」

にあたるため、条例第7条第6号に該当し、非公開としたものである。

2 法上の閲覧，縦覧制度について

法の一部改正により，平成15年4月から固定資産税の納税義務者に対する縦覧制度と固定資産税の納税義務者，借地人，借家人，固定資産の処分をする権利を有する者など法令に定める者（以下「納税義務者等」という。）に対する閲覧制度が導入されている。

縦覧制度は，法第416条により，同一区市町村の納税義務者に限り，当該区市町村内の土地・家屋の価格等が記載された縦覧帳簿を一定期間において縦覧することができる制度である。家屋の縦覧帳簿には，家調（登記の有無），家屋所在，家屋番号，種類，構造，経過年数，評価床面積，価格及び備考（備考には評価対象となる家屋の件数が記載されており，当該件数が2以上である場合には経過年数の欄が空欄となっている。）が記載されている。

閲覧制度は，法第382条の2及び第382条の3により「納税義務者等」に限り，土地課税台帳，家屋課税台帳及び固定資産（土地・家屋）評価証明書のうち「納税義務者等」に関する部分若しくは権利の目的である部分のみの閲覧又は固定資産（土地・家屋）評価証明書の請求をすることができる制度である。また，実施機関では，不動産登記法により，何人も登記事項証明書の交付を請求できることに鑑み，「納税義務者等」以外の第三者においても，登記事項については，税務証明窓口において第三者からの閲覧請求に，物件ごとに応じており，その写しも交付している。

3 条例第7条第6号（法令秘情報）該当性について

実施機関は，本件対象文書の全ての情報が，法第22条に規定する「秘密」に該当するため，条例第7条第6号に該当すると主張しているので，以下検討する。

(1) 条例第7条第6号は，「法令等若しくは福岡市議会会議規則の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により，公にすることができないと認められる情報」が記載されている公文書については，実施機関は，公文書の公開をしないことを定めている。

(2) 法第22条は，「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は，その事務に関して知り得た秘密を漏らし，又は窃用した場合には，2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す

る。」と定めている。

(3) 法第 22 条の規定は、「秘密」とされた情報について守秘義務を課す規定であるから、この守秘義務を課された情報は法令により公にすることができないという条例第 7 条第 6 号の要件に該当する。しかしながら、法第 22 条にいう「秘密」とは、いわゆる実質秘、すなわち、私人の収入、所得、資産等、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実を指すものと解されている。

(4) 本件対象文書において、登記されている家屋の所在、家屋番号、種類、構造（以下「不動産登記情報」という。）、経過年数及び備考については、法務局にて一般的に閲覧に供されている情報、もしくは不動産登記情報等から当然に推測できる情報であるので、実質的には「秘密」とならない情報である。

(5) したがって、本件対象文書中の不動産登記情報、経過年数及び備考については、法第 22 条に規定する「秘密」ではなく、条例第 7 条第 6 号には該当しない。

(6) 他方、未登記家屋の情報、評価床面積及び評価額については、法に基づく調査により知り得た情報であり、実質的に「秘密」となる情報である。

(7) よって、本件対象文書中の未登記家屋の情報、評価床面積及び評価額については、法第 22 条に規定する「秘密」として、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 公開の方法について

本件請求において、異議申立人は、当該情報の電子データでの交付を希望している。当審査会が実施機関に確認したところ、本件対象文書中の上記不動産登記情報を、電磁的記録で抽出するとすれば、既存のプログラムでは対応できず、新たに専門の業者に委託を行い、抽出用のプログラムを作成しなければならないということであった。

公開の方法については、条例第 17 条第 1 項に「電磁的記録については

その種別、情報化の進展状況等を勘案して、それぞれ規則で定める方法により行う」と規定され、同条例施行規則においては、第10条第1項で「条例第17条第1項に規定する規則で定める方法は、別表のとおりとする。」とされ、別表において、電磁的記録の写しの交付は、「用紙に出力したもの又はフロッピーディスク若しくはCD-Rに複写したものの交付」と定められているところ、同表の備考2において、「電磁的記録の公開の方法は、実施機関がその保有するプログラム（略）により行うことができるものに限る。」としている。

よって、当審査会は、実施機関においては条例及び規則に基づいた適切な公開を実施することを答申するものであり、本件答申は、新たなプログラムを作成して、電磁的記録での公開を義務づけるものではないことを付言する。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年10月14日	実施機関からの諮問
平成21年11月19日	実施機関が弁明意見書を提出
平成21年12月4日	異議申立人が反論意見書を提出
平成22年1月13日(第1部会)	実施機関より意見聴取
平成22年2月10日(第1部会)	審議
平成22年3月11日(第1部会)	審議
平成22年4月15日(第1部会)	審議
平成22年5月12日(第1部会)	審議

平成22年 9 月 8 日 (第 1 部会)	審議
------------------------	----

第 6 答申に関与した委員

川副正敏，福山道義，白杵昭子，多田利隆